



~大人から子どもまで楽しめる空間！観光・遠足・社会見学などでぜひご利用下さい～
「シマノ自転車博物館」がリニューアルオープン！

2022年3月、南海高野線「堺東駅」から徒歩5分の場所に「シマノ自転車博物館」がリニューアルオープンしました。日本唯一の自転車博物館として、堺市の大仙公園内に1992年に開館した「自転車博物館サイクルセンター」を移転し、「シマノ自転車博物館」と改称。展示面積は3.5倍と、大きく生まれ変わりました。

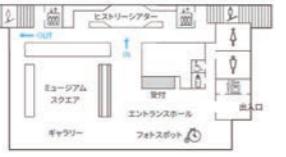
1F ミュージアムプラザ



1階にはミュージアムスクエア(多目的ホール)があり、学校団体などのイベントにも対応可能。有料ゾーンと無料ゾーンにわかれています。有料ゾーンでは、堺市と自転車の関わりについて気軽に見学できるスペースも。有料ゾーンのヒストリーシアターでは、展示全体の導入として「自転車の誕生とあゆみ」を映像で紹介。2階からの展示への期待を高めてくれます。

2F ホワイトキューブ

2階は、自転車の「はじまり・ひろがり・これから」をテーマに、映像や体験コーナーがあり、ものづくりの精緻さ、技術を実感できます。貴重な自転車の展示もたくさんあり、子どもたちだけでなく、大人も十分楽しめます。何度も来たくなること、間違いなし！




4F 自転車歴史回廊



調査活動や専門情報を紹介する展示を行っています。専門書籍を所蔵するライブラリーもご利用いただけます。





シマノ自転車博物館

堺区南向陽町2-2-1 ☎072-221-3196

開館時間 10時～16時30分(最終入館16時)
休館日 月曜日、祝休日の翌日(土・日曜日の場合は開館)、年末年始
入館料 一般500円、高校・大学生200円、中学生以下・65歳以上無料
アクセス 南海高野線「堺東駅」から約400m

◀南東外観 楽しいイベントも開催されますので、詳しくはホームページをご覧ください。

YUBISUI

NEWS

公益法人版

No. 08
2022

特集 便利？リスク？ネットバンキング



CONTENTS

相続事例 相続税の税務調査	02
会計TOPICS 学校法人における特定公益増進法人制度の活用	03
社労士からのアドバイス 社会保険適用拡大について	05
特集 便利？リスク？ネットバンキング	07
司法書士の目の付けどき 成年年齢の引下げ	09
コンサルの現場か 変化の時代を乗り越える（未来会計サービス）	11
介護業界を読む 年間方針発表してますか（後編）	13
情報管理部より Emotetに気をつけて！	14
関与先紹介	15

～大人から子どもまで楽しめる空間！
観光・遠足・社会見学などでぜひご利用ください～
日本唯一の自転車博物館が「シマノ自転車博物館」としてリニューアルオープン！

相続事例

相続税の 税務調査



相続専門部 税理士

山村 幸太

1.はじめに

先日、国税庁より相続税の申告実績の概要が発表されました。平成27年に基礎控除の改正があり、相続税の申告件数は年々増加しています。相続税は税務調査が行われる確率の高い税目です。今回は、相続財産額と税務調査の相関関係について、お伝えいたします。

(課税割合の推移)



(相続税の課税価格及び税額の推移)



※国税庁HP参照

2.相続財産の課税価格別調査状況と重加算税の賦課状況

令和元年度の相続税の調査状況を5つの階級に分けてまとめると、以下の通りです。

相続財産の課税価格	申告件数	実地調査件数	実地調査割合	重加算税賦課件数	重加算税賦課割合
5,000万円未満	79,609件	165件	0.2%	27件	22.9%
5,000万円以上1億円未満	73,786件	1,650件	2.2%	360件	24.1%
1億円以上3億円未満	41,815件	5,709件	13.6%	847件	17.4%
3億円以上5億円未満	5,272件	1,607件	30.4%	173件	12.8%
5億円以上	4,142件	1,504件	36.3%	134件	21.7%

学校法人における特定公益増進法人制度の活用

東日本事業部
佐藤 大樹



■制度の概要

国や地方公共団体、公益法人等に対する寄附を促進するために、寄附をされる方について、税制上の優遇措置が講じられています。学校法人は公益法人の中でも、特に公益の増進に寄与する法人のひとつです。そのため、一定の条件を満たす学校法人に対して寄附をされた方には、税制上の優遇を受けられる制度があります。この制度を特定公益増進制度といいます。

減税効果により、新たな寄附者の増加へつながる可能性があります。学校法人のほかにも下記のような法人が対象となっています。

特定公益増進法人の例

- ・独立行政法人
- ・日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
- ・公益社団法人及び公益財団法人
- ・私立学校法第3条に規定する学校法人(条件有)
- ・社会福祉法人 ほか

寄附をされる方がこの優遇措置を受けるために、学校法人の場合は所轄庁の証明を受けることが必要になります。特定公益増進法人証明に係る手続きは、文部科学大臣所轄学校法人については高等教育局私学部、都道府県知事所轄学校法人については、各都道府県庁が窓口になっています。

■税制上の優遇(個人からの寄附)

従来から個人が特定公益増進法人である学校法人に寄附した場合、「所得控除」という制度がありました。平成23年度の税制改正以降は、特定公益増進法人であり、かつ寄附実績等について一定の要件を満たす学校法人に対して個人が寄附した場合、寄附金額の一定割合を所得税額から直接控除することができる「税額控除」の制度も導入されています。

税額控除対象の法人へ寄附された方は確定申告の際、寄附者自身が寄附金控除(所得控除)を受けるか、寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けるか、いずれか有利な方を選ぶことができます。この控除を受けるためには、その法人が適格であることの証明書の写しが必要になります。ただし、学校の入学に関するものや、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものは対象とはなりませんのでご留意ください。

控除の種類

- 所得控除:各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定
- 税額控除:各寄附者の税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除

※税額控除とは?

特定公益増進法人であり、かつ寄附実績等について一定の要件を満たす学校法人に対して個人が寄附した場合、寄附金額の一定割合を所得税額から直接控除することができるものです。寄附金額を基礎に算出した控除額を所得税額から直接控除するため、寄附者にとっては所得や寄附金額の多寡にかかわらず、減税効果が大きい点が特徴となります。寄附を受ける学校法人にとっても、小口の寄附金を受けやすくなることが期待できます。

■税制上の優遇(法人からの寄附)

法人が特定公益増進法人に対して寄附金を支出した場合には、法人の区分別に計算された特別損金算入限度額以内の金額は、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。

この規定の適用を受けるためには、特定公益増進法人に対する寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書に「寄附金の損金算入に関する明細書」(別表14(2))を添付するとともに、その寄附金がその特定公益増進法人の主たる目的の業務に関連する寄附金である旨をその特定公益増進法人が証する書類などを保存しておく必要があります。

制度を活用されることにより税制面の優遇を受けられることから、より幅広い関係者から寄附を受ける土台をつくることができます。教育研究活動のための資金確保の一助としてご活用を検討されてみてはいかがでしょうか。



【参考資料】

文部科学省 特定公益増進法人制度について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/003/003.htm

文部科学省 学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1311465.htm

文部科学省 PR資料

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/07/01/1311499_14.pdf

国税庁 No.5283 特定公益増進法人に対する寄附金

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5283.htm>

国税庁 寄附金を支出したとき

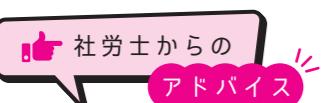
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

財務省 特定公益増進法人

https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/tokutei_koueki/index.htm

東京都 領収書・受領証等の交付について

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/kojin_ju/24_kifuryousyuusyo.pdf



社会保険適用拡大について



社会保険労務士
森口 智之

1. 改正の概要

特定適用事業所(現行 従業員が501人以上の事業所)で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

この事業所の規模が、令和4年10月から従業員数101人以上に、令和6年10月より従業員数51人以上の事業所まで拡大されます。

さらに短時間労働者として、被保険者となる要件については、勤務期間が「継続して1年以上の雇用見込み」から「継続して2か月を超える雇用見込み」に変更されます。

(下記表参照)

短時間労働者における社会保険適用の改正

要件	令和4年9月末まで	令和4年10月改正	令和6年10月改正
事業所の規模	常時501人以上	常時101人以上	常時51人以上
労働時間	所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
勤務時間	継続して1年以上の雇用見込み	継続して2か月を超える雇用見込み	継続して2か月を超える雇用見込み
適用除外	学生でないこと	変更なし	変更なし

2. 従業員への対応

自社が対象事業所であるとわかった場合、次を参考に従業員への対応を進めてください。

ステップ① 加入者の把握

以下が、新たに加入となる従業員の要件となります。

要件に当てはまる従業員の把握を行います。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- (2) 月額賃金が88,000円以上であること
- (3) 同一の事業所に継続して2か月を超える雇用見込みがあること
- (4) 学生でないこと

※月額賃金は、残業代、臨時の賃金(賞与等)、最低賃金に算入しないとされる賃金
(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)は含まれません。

Q&A

Q1. 事業所の人数は、事業所ごとで見るのか、法人単位で見るのか

A1. 学校法人、社会福祉法人、株式会社などの法人事業所で、法人番号が同じ適用事業所を一つと見ます。A幼稚園、B保育所、C事業所など複数の事業所がある場合、法人番号が同じであれば、従業員数を合算します。

※事業所ごとのカウントではないのでご注意下さい。

Q2. 従業員の数のカウント方法はどうすればよいか

A2. フルタイムの従業員と週労働時間がフルタイムの4分の3以上の従業員を合わせた人数、つまり、現行の厚生年金保険の被保険者数で判断します。

101人を下回る場合、直近1年間のうち6か月以上、被保険者数の総数が常時101人以上となった場合に特定適用事業所となります。

ステップ② 社内への周知

新たに加入対象となるパートタイマーやアルバイトへ、法改正の内容が確実に伝わるように社内通知を行います。

ポイントとしては、10月より社会保険の適用の拡大が行われることや新たに対象となる人の要件を簡単に周知するのがよいです。

ステップ③ 従業員とのコミュニケーション

新たに加入対象となる方が多数いる場合、加入に向けた説明会を行います。

ただ、今後自分が加入するのか、加入した場合、保険料がどのくらいかかるのかと不安に思われる従業員もいらっしゃると思いますので、できる限り個人面談を実施して、丁寧に説明するようにしましょう。

説明するときに、社会保険の加入のメリットを伝えることも大切です。

ネットバンキング

近年会計ソフトの業界では、クラウド会計ソフトが大きくシェアを伸ばしています。

クラウド会計ソフトとは、経理業務を自動化、効率化するクラウド型のソフトで、従来のパソコンにインストールするオンプレミス型とは以下のような違いが挙げられます。

①自動仕分けによる、省力化

インターネットバンキングやクレジットカードと連携する事で、自動でデータの仕訳が可能となり、作業工数の減少や、精度・速度が上がるなど多くのメリットがあります。

②どこでも使える

クラウド型であれば、インターネット環境があればどこでも利用できるため、テレワークなどで柔軟に対応することができます。

③手間が省ける

従来のオンプレミス型のソフトでは担当者が法改正を把握している必要や毎年ソフトを入れ替える必要がありましたが、クラウド型ソフトでは、法改正に関するアップデートが自動で行われる為、これらの手間が省けます。

これらの中でも、一番のメリットは自動仕分けによる省力化です。フィンテックやDXの入口として、金融機関からのデータを自動で取り込む事で、劇的な業務の効率化が図れる事がわかり、注目を浴びています。

ただし、これらの機能を利用する前提条件として、「インターネットバンキングの利用」が挙げられます。インターネットバンキングとは、インターネット上で銀行との取引が行えるサービスの事でオンラインバンクとも呼ばれます。PCやスマホから各種操作ができる利便性は勿論のこと、残高照会や入出金明細の照会なども可能となり、会計の基礎データを作る作業として非常に使い勝手が良く、昨今中小規模の法人様でも導入が進んでいます。

(注) 実店舗を持たず、オンライン上のみに店舗を持つスタイルの事をネット銀行と言います。今回ご説明しているのは、ネット銀行の事ではなく、インターネット上で銀行取引をするインターネットバンキングの話題です。

ネットバンキングのメリット・デメリット

ネットバンキングには様々なメリットがあります

ネットバンキングの メリット

- ・法人向けのサービスが充実している
- ・手数料が安い
- ・高めの預金利
- ・銀行まで行く時間の節約
- ・記帳の手間が省ける
- ・セキュリティ対策が万全
- ・取引記録が一覧で見える
- ・ATMが空いていない時間でも使える
- ・会計システムとの連携が容易

従来は、銀行取引のデータを人が手作業で会計システムに入力する必要がありました。例えば細かな額が動く金の管理など処理する量が多いほど、手間も掛かり入力ミスの可能性も増えます。しかしネットバンキングを利用すればこれらの課題を一気に解決することができます。

ただし、以下のようなデメリットも考えられます

ネット バンキングの デメリット

- ・インターネットが無い環境だと使えない
- ・IDとパスワードを覚える必要がある
- ・引落口座に設定できない場合がある
- ・稀にシステムメンテナンスで使えない
- ・セキュリティ面でリスクがある



現場でお話を伺っていると、ネットバンキングの導入に否定的な声としては、

- ①そもそも使い方がわからない
- ②セキュリティ面でのリスクが怖い

と言った声がネガティブな2大要素としてあがってきます。

①の使い方がわからないというご意見の裏側にある真意は、「使用した際のメリットがわからない」という事だと考えています。こちらに関しては一言、「是非一回使って見て下さい」というご提案をさせていただいております。

今から数十年前インターネットが流行り出したとき、IT化の流れに乗った企業・組織が勝ち組となり、対応できなければ負け組となるというパラダイムシフトが起こりました。近年のDX化の流れも当時のIT化と同じく、取り組みが遅れると競合との競争において大きく不利になる、大きな時代の変化です。

もちろんネットバンキングだけがDX化という訳ではありませんが、怖がらずまずは試してみる事が重要なポイントです。

②セキュリティ面でのリスクが怖いという声は、おっしゃる通りです。ただしこれらのサービスに対しては当然ながら金融機関が「最も強度の高いセキュリティ対策を取っており」基本的には安全と信じて問題ないのではないでしょうか。

また、セキュリティリスクと同様に人的な作業ミスというリスクも考えられます。折しも2022年の4月に山口県の阿武町で463世帯に10万円ずつ配る予定の給付金を間違えて1世帯に配ってしまい、回収不能になるのでは?というニュースが世間を騒がせました。

この事件のようなミスが起こる可能性は当然ございますが、このようなミスは人為的なミスであり、ネットバンキングを利用していなくとも発生する可能性があるミスではないでしょうか。

纏めると、ネットバンキングは、業務を非常に便利にしてくれる可能性が高いです。その代わり少しだけリスクはあります。

ただし、この業界で仕事をしていて、また世間のニュースを見ていて、ネットバンキングで劇的に便利になったという声は非常に良く聞きますが、ネットバンキングで大きな失敗をしてしまった!という声はほとんど聞きません。

また、「リスクマネジメントは青天井」(どれだけお金を使ったり気を付けたりしてもリスクは0にはならない)という経営上の原理原則もあります。

気にはなっていたけど、やったことが無いというお客様がいらっしゃいましたら、これを機に是非一度試してみて下さい。また弊社担当者もある程度はご相談にのれると思いますので、興味が御座いましたら担当者にお声がけ下さい。

成年年齢の引下げ

登記事業部 司法書士
林 俊輝



今回、民法で定める成年年齢が約140年ぶりに改正されたので、私たちの日常生活は何が変わり、どのような点に注意していくべきかをご説明していきます。

■成年年齢引下げにおける改正の経緯

憲法改正の国民投票権付与(2010年)

↓
公職選挙法の選挙権付与(2016年)

↓
民法改正による成年年齢引下げ 令和4年(2022年)4月1日から20歳から18歳に

■成年年齢引下げの理由

成年年齢が約140年ぶりに改正されることになった理由は、少子高齢化が急速に進む中で若年者の社会参加を促すこと、成年年齢が20歳と規定された明治時代と比べ、経済活動の実態が大きく変化し、大学進学率の向上とともに、17歳～18歳にかけてアルバイトなどで金銭収入を得ている人の割合も急激に増えるという社会の実情があるため、また、日本を除くG7諸国やOECD加盟国の中多くが成年年齢を18歳としているということから、世界の歩調を合わせるという外的な要因もあります。

- 18歳からできるようになること**
- ・契約の際親の同意が不要に（売買契約、賃貸契約、ローン契約等）
 - ・遺産分割協議への参加、相続放棄
 - ・結婚（※女性は16歳から18歳となり男女共に同年代に）
 - ・性同一性障害者の性別変更請求

- 20歳にならないとできないこと**
- ・喫煙、飲酒
 - ・公営競技の投票券購入（競馬、競輪、競艇等）
 - ・養親として養子縁組をすること
 - ・大型、中型自動車運転免許の取得
 - ・国民年金の被保険者資格を得ること

■成年年齢引下げによる注意点

【親の同意権】→18歳になると親の同意権は消滅します、子が学生の場合、校則等で制限（保護者の同意・学校の承認等）がない限り、学校の退学手続きについても子の意思のみで行うことができると考えられます。また、会社に就職する、アルバイトをする、プロ野球選手になる、アイドル歌手になる際にも、親権者の同意が不要となります。

【契約】18歳で成年となるため、子の年齢が18歳から20歳未満の場合、親権者の立場で子に代わって（代理して）契約をすることはできなくなり、親の同意なしで契約をした場合に未成年者取消権（1）の行使ができず、一度結んだ契約は原則取り消すことはできなくなりますので、注意が必要です。

- （1）未成年者取消件…民法第5条
未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。
2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

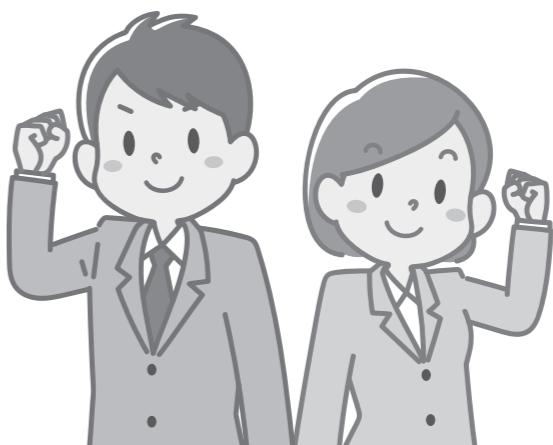
【養育費】養育費の取決めをする場合は、支払いの終期を明確にする（「20歳まで」等）ことをお勧め致します。

民法改正前に養育費を「成年に達するまで」と取決めた場合、合意当時の成年年齢は20歳であったため、「成年に達する」とは、「20歳に達する」という意味を表現するために用いたと解するのが一般的です。

また、子自身から親に養育費を請求する場合に、子が18歳となれば、これまでのように他方の親が法定代理人の立場で子に代わって請求することはできなくなります。

■おわりに

このように成年年齢の引下げに伴う変化に正しく対応するためには、18歳、19歳の若者だけではなく全世代が当事者意識を持つことが必要だといえそうです。不明点や不安があれば、トラブルを未然に防ぐためにも司法書士はじめとした法律の専門家にご相談ください。



変化の時代を乗り越える (未来会計サービス)



経営コンサルティング事業部

税理士

尾上 晓彦

私たちコンサルティング事業部では、永年培ってきたゆびすいのノウハウを基に、公益向け未来会計の導入をお勧めしています。公益向け未来会計とは、従来の計算書類・決算書作成という法人の義務を果たす為の会計ではなく、「法人の未来の目標を達成する事」を目的とした、予算一実績管理をセットにした考え方で、会計というよりも経営戦略の一環です。

具体的に導入する事でメリットがあるタイミングとしては、以下のように、法人様の事業計画が大きなターニングポイントを迎える場合となります。

- ①近い将来園舎の建て替えや大規模修繕を行う
- ②近い将来事業承継が行われる
- ③こども園への移行を検討している
- ④収支バランスが悪化し赤字からの脱却を計る

〈未来会計の内容〉

①長期 事業計画・資金収支の策定

未来会計では、まず初めに長期の事業計画の作成を行います。ここでのポイントとしては、数字・お金の計画である長期資金収支計算書(予算書)を作成するだけでなく、言語化した事業計画も同時に作成し、その2つをリンクさせる事になります。

～こども園への移行や事業承継の事例～

年度	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
事業計画	建築計画策定 自治体との移行協議	園舎建替	こども園スタート	
資金計画	概算設計 800万	建替費用 自己資金 6億 2億	補助金 4億	
事業計画	候補者の募集・選定	副園長へ任命	園長代行に任命	事業承継予定 (園長交代)
資金計画	人材紹介 200万	園長研修代 30万	人件費 +100万(年)	人件費 ▲200万(年)

この事業計画と資金計画を両方とも作ることによって、数字面から長期的に資金は安定しているかどうかわかると共に、事業計画としてやらなくてはならない事が明確化するというメリットがあります。

また、この長期資金計画を策定する際に、私は①建替えストック率(〇年後の建替の際に必要となる資金がどれほどストックできているか)の比率計算と②単年度赤字か黒字かの比率(事業活動収支差額比率・教育活動収支差額比率)③人件費率という3つの数的指標を分析し、経営(数字)が正常な状況にあるかどうかを判断します。

もしこのタイミングで数字が異常値であると判断したならば、当然事業計画を作り変える必要があるという事になります。

またこの予算段階での数値の決定は「予測ではなく目標」を設定します。

例えば、今までいくと5年で5000万の積立が予測されます。ではなく、それを6000万にする為にどのような手を打ちましょう?という事業計画を作っていくイメージです。

②単年度 事業計画・資金収支計画の策定

次に長期事業計画を元に単年度の事業計画・資金収支計画を作っています。

当然単年度の資金収支計画は予算という形でどの園さまも作っているハズなのですが…正直しっかりと活用されていない園様がほとんどではないでしょうか。

単年度の資金収支計画では、「採用人件費の削減」や「公定価格の加算をどれだけ取れたか」を確認指標(経営管理指標)とすることをお勧めしています。

当然人件費や子どもたちにかけるお金を減らすことは中々できません。

(もちろん人件費を適切にコントロールする事は大切ですが・・・基本的には人件費を減らしたいと日々考えている経営者よりも、なんとか給料を上げてあげたいと考えている経営者が成功する時代に変化していると強く感じます)

今の時代、園の単年度での収支状況を良くする為には、「採用人件費(紹介料)の削減」と「公定価格の加算をフルで取得すること」が2本柱だと私どもは考えています。

先ほどの長期計画と同様に、これらの数字目標を達成する為に、言語化した事業計画も作っていきます。

～ゆびすいオススメ、事業計画及び目標パターン～

大項目	項目	カウント	目標(P)
働きたい人	求人情報応募者	応募者数	〇人
	実習生	応募者数	〇人
	HP閲覧数	PV	〇人
	離職者	理由無し退職者	〇人
	実態残業時間	残業時間	〇時間以下
	IT利用率	なし	
園児募集	新入園児数	人数	〇人
	園児登録者・接点数	登録者	〇人
	HP閲覧数	PV	〇人
	SNSいいね数	いいね	〇件
	利用者満足度	保護者満足度	7点以上
	経営指標	加算の取得	97%以上
経営指標	採用人件費	目標達成した上の金額	300万未満
	こどもの満足度	ゆびすいには出来かねます	

上記は昨年、いくつかの園様でテストケースとして私が実施した施策です。

こどもの数と働き手の数が両方減ってきた今、幼保が掲げるべき理想の園は、

「働きたい人・利用したい保護者・こども」全てが喜ぶ 三方良し の園である

という仮説の元、3方向すべてへの価値提供及び、その「目標」をしっかりと数値化し、園長先生を始め園の皆さんで目標達成のために1年間動いていただき、大きな成果を得ました。

ここでのコンサルティングのポイントは、「目標を数値化したこと」です。企業など競争の激しい業界ではあたり前の事ですが、目標は「がんばります・しっかりする・積極的に」といった曖昧な表現では中々達成することができず、数値化してしっかりと追いかける事で達成確立が大幅にUPします。

また、目標を明確化したことにより、園の全員が何らかの形で目標達成に貢献してくれるようになるというメリットも非常に大きいです。例えば上記の園では、採用した1年目の教員さんも、「実習生の応募者を増やす為にどうしたら良いか・SNSのいいねを増やす為にどうしたら良いか」という点で大きな貢献をしてくれました。

自分のクラスを見ておけば良いというカルチャーで人を育てる組織と、「園全体に貢献しましょう」というカルチャーで人を育てる組織、どちらの方が人を育てられるかは明確なのではないでしょうか?

③期中の進捗チェック&アドバイス

上記の長期・単年度の計画を作った後は、2~3ヶ月に1度私共が園にご訪問させていただき、計画の進捗をチェック致します。PDCAを回す作業の御支援になります。計画が予定通り進んでいるか?何か変更すべき事はないか?の打ち合わせや、何か問題が生じた場合の解決策のアドバイスをさせていただきます。

④結果報告

最後に1年間が終わった後(終わる直前)に、最終の結果報告にてどの程度目標が達成できたのか1年間の取り纏めを行います。またその結果を踏まえて、次年度どのような取組みをしていくかという、次の事業計画の策定及び、長期計画の修正を行うという流れになります。

<最後に>

このように、未来会計は長期計画を基にPDCAをしっかりと回していくご支援をするサービスとなっております。園舎建替えや事業承継・こども園への移行など組織が大きく動くタイミングでは、収益面でも人材育成の面でも非常に大きな効果が見込めます。ご興味がございましたら、経営コンサルティング事業部までお声がけ下さい。

年間方針発表してますか？（後編）

経営コンサルティング事業部
中小企業診断士
石田 竜佑



年間方針発表のアフターフォロー

約1年前、このコーナーで年間方針発表することの重要性をお伝えしました。（公益法人版 ゆびすいニュースNo.06 2021年5月発行）今回は年間方針発表が機能するためのアフターフォローを続編としてお伝えします。

「年間方針発表をしたが、結局計画倒れだった」、「年度初めだけで時間が経過するにつれて忘れ去られていった」というケースを多く耳にしますし、皆さんも容易に想像できると思います。発表に準備を要して年度方針を発表したのに、何も結果を生まなかつたとなるのは非常にもったいないことです。さらに次年度以降に方針発表をしても「どうせ形だけ実行されないのだろう」という雰囲気が組織に生まれてしまい、組織風土にも悪影響を与えててしまいます。そこで、年間方針を浸透させるための対策をご紹介します。

年間方針発表を浸透させる

年間方針が浸透しない要因は明確で、発表の後に何もしないからです。では何をするか？経営層や管理職が年間方針発表の進捗状況はどうなのか、どうなっているのかを何らかの取り組みでメッセージとして発信する必要があります。その取り組み事例を一部ご紹介します。

1. 中間発表をする

4月に年間方針発表をしたのであれば、10月ぐらいを目途に中間発表会を実施します。半年間はどうだったかはもちろんですが、その後の半年間は組織として何をしていくべきなのかを発表します。

2. 職員アンケートを実施する

職員に対して年間方針発表に対するアンケートを実施します。期間としては4半期ごとくらいが望ましいと思います。内容は年間発表に対する振り返りや改善案の記述式や、○×回答でもいいと思います。この結果を中間発表会の内容に盛り込むのも良いかと思います。

3. 評価制度の評価項目に組み込む

年間発表をそのまま評価項目に組み込むのは難しいと思いますが、目標を達成するために各職員の職位や職種別で求める行動や能力を示すというのも効果的です。目標と行動計画、評価項目に一貫性があれば施設のメッセージとして強力なものになります。

4. 会議や日常業務の中で口に出す

既存の会議の中で何かを決定する際、年度方針を判断基準にして意思決定すると、指針として機能します。

中間発表やアンケート等も「施設として年間方針を意識している」という事をメッセージとして伝えることが重要です。組織が動くには個人の意識づけが必要です。施設はその意識づけのための仕組みやルールが方針の浸透と組織が変わっていくことに関わってきます。

1年前にもお伝えした「戦略業務の重要性」・「多長根の考え方」、そして今回の「アフターフォロー」。これらを念頭において年度方針発表を実施し、職員に方向性と行動計画を示して進捗管理をするというサイクルが組織に根付けば、人・サービス・業績がさらに連動した運営となるでしょう。

情報管理室
より

！Emotetに気をつけて！

「Emotet」（エモテット）という言葉を皆さん耳にされたことはあるでしょうか？ウイルスメールの一種ですが巧妙な文面のため一目で判断が出来ず、近年被害が拡大しています。一体どんなもので、どういったことに気をつければ感染が防げるのでしょうか。

① Emotetとは どんなもの？？？

プログラム可能なデバイス、サービス、ネットワークに害を与えたり、悪用したりすることを目的とした悪意のあるソフトウェアを総称して「マルウェア」といいます。Emotetはその一種で、実在する相手から正規のやり取りを装うメールが送られてきて、送られてきた添付ファイルを実行したり、不正なURLをクリックすると感染する仕組みになっています。

特筆すべきは、その巧妙さです。過去にメールのやり取りをしたことがある実在の相手の氏名・メールアドレス・メールの内容等の一部が、攻撃メールに流用され、「正規のメールへの返信を装う」内容となっている場合や、業務上開封してしまいそうな巧妙な文面となっている場合があります。このため、誤ってクリックしてしまう人が増加しています。

② ファイルを開くとどうなる？

メールを開いただけでは問題ない場合もありますが、添付ファイルを開くとウイルスに感染させる仕組みとなっています。もし開いてしまうと、メールアカウント・パスワード・アドレス帳などの情報が抜き取られます。その情報を元に、攻撃者は他のユーザーへ感染メールを送信するため、取引先や顧客を巻き込み、被害が拡大してしまいます。

③ もしも、ファイルを開いてしまったら、、、

⇒端末をネットワークから切り離す（LAN ケーブルを抜く、Wi-Fi を切断する）
Emotet は他の端末にも感染を広げる性質があります。感染拡大防止のため、感染している可能性のある端末を使用しないようにする事が最優先です。

④ どんな事に気をつけたら良いか

- ・受信したメールのメールアドレスをよく確認する（→知らない宛先のメールは開かずに削除する）
- ・身に覚えのないメールの添付ファイルを開封しない、URL のリンクをクリックしない
- ・OS やアプリケーション、セキュリティソフトを最新状態にする
- ・添付ファイルを開いたときに表示される「マクロを有効にする」「コンテンツの有効化」ボタンをクリックしない

何かあったときのために、日頃からデータのバックアップをとっておくことも大切です。上記に留意して感染を起こさないように、起こったとしても最小限の被害で済むよう行動しましょう。